

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 2025年11月26日                      |
| 【会社名】          | 霞ヶ関キャピタル株式会社                     |
| 【英訳名】          | Kasumigaseki Capital Co.,Ltd.    |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 河本 幸士郎                   |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 取締役 廣瀬 一成                        |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号                |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 河本幸士郎及び取締役 廣瀬一成は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年8月31日を基準日とし、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価をおこなった上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価をおこないました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性ならびにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象としておこなった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社39社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、複数の不動産関連事業を営む当社グループにおいて、売上高が各事業の事業規模を反映している指標であると判断しております。

また、当社グループでは、事業の内容や収益構造が多様であることから、売上高の規模が事業の実態および財務報告上の影響度を適切に反映する要素となっています。

したがって、売上高を重要な事業拠点の選定指標として採用いたしました。

全社的な内部統制の評価が良好であることから、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売上原価および棚卸資産に係る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点に限定せず、それ以外の事業拠点も含めて、重要な虚偽記載が発生する可能性が高く、見積りや予測を伴う勘定科目に関する業務プロセスや、リスクの大きい取引をおこなう業務プロセスについても、財務報告への影響を勘案し評価対象といたしました。具体的には、決算時特有の処理、見積り・評価業務、非定型または不規則な取引に着目し、棚卸資産の評価、固定資産の減損、税効果会計、各種引当金などを追加的に評価対象としています。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。